

消費税転嫁対策事業における 専門家派遣の募集について

本会では本年4月の消費税率引き上げや制度変更に対する円滑な対応を図ることを目的に、中小企業組合を対象とした専門家派遣事業を昨年度に引き続き実施することとなりました。

消費税全般に関することをはじめ、中小企業が共同で価格転嫁すること(転嫁カルテル)や、表示方法を統一すること(表示カルテル)に関することなど、何でもご相談下さい。

つきましては、専門家の派遣を希望される組合は、別紙申込書を中央会までFAXにてご連絡下さいますようお願いいたします。

なお、申込書は石川県中小企業団体中央会ホームページからもダウンロードできます。

●「転嫁カルテル」「表示カルテルとは」?

～独占禁止法の例外として、転嫁カルテル・表示カルテルが認められます!～

今般の消費税引き上げに伴い、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境を整備するため、「転嫁対策特別措置法」では、事業者又は事業者団体は、公正取引委員会に事前に届け出ることにより、「消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為(転嫁カルテル・表示カルテル)」を独占禁止法に違反することなく行うことができるとされています。

【転嫁カルテルの具体例】

- 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分上乘せする旨の決定
- 消費税額分を上乘せした結果、計算上生じる端数を切上げ・切捨て・四捨五入等により、合理的な範囲で処理することの決定

【表示カルテルの具体例】

- 税率引き上げ後の価格について統一的な表示方法を用いること
 - ・「消費税込み価格」と「消費税額」を並べて表示
 - ・「消費税込み価格」と「消費税抜き価格」を並べて表示

お問合せ先
石川県中小企業団体中央会(吉田)
TEL 076-267-7711/FAX 076-267-7720
URL www.icnet.or.jp